

技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託

2 業務目的

GX やモビリティ等の技術系分野において、国内外の成長性の高いスタートアップの製品・サービスの事業化に向けて、実証実験の実施と横浜における市場展開、及びこれらに必要となる、実証フィールドの調整、試作品等の開発や協業先・トライアル導入先に関するマッチング、実証実験の前提となる調査・開発等（以下、「実証実験等」という。）を支援することで、グローバルでの急成長を目指す技術系スタートアップが横浜に集積し、エコシステムの形成につなげることを目的とする。

3 履行場所

横浜市内等

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

5 業務価格

34,000,000 円（税込）を上限とする。

6 委託業務内容

(1) 海外スタートアップの実証実験等への連携・協力に関する国内企業等へのヒアリング

- ・海外スタートアップとの、連携、協業、協力等の意向を持つ日本国内の企業、団体等（以下、「国内協力企業等」という。）から、実証実験等をはじめ、具体的な連携、協業ニーズや協力可能な内容等についてヒアリングを行い、そのヒアリング結果をまとめること。

※ヒアリング先の国内協力企業等は、受託者自らが発掘を行うほか、横浜市からヒアリング先の指定があった場合には、協議のうえ、当該企業、団体等もヒアリング先を含めるものとする。

※国内協力企業等に関する情報は、下記6(2)の「海外スタートアップからの実証実験等の企画の公募、選考」及び6(4)の「実証実験等の伴走支援」に活用するほか、本業務の履行完了後も、横浜市が、他の事業を通じて海外スタートアップの実証実験等の支援を行う際にも活用することを前提とする。

- ・国内協力企業等のヒアリング先の発掘等に活用できる自社のネットワークや想定可能なヒアリング先の例、下記6(2)の「海外スタートアップからの実証実験等の企画の公募、選考」及び6(4)の「実証実験等の伴走支援」への活用を見据えた効果的なヒアリング内容等を提案すること。

※ヒアリングする国内協力企業等の想定は、以下のとおりとする。

[ヒアリングする国内協力企業等（想定例）]

- ・海外スタートアップとの実証実験等をはじめ、連携、協業を希望する企業、団体等
- ・海外スタートアップに対し、実証実験等に必要な設備、フィールドの提供を行うことができる企業、団体等
- ・そのほか、海外スタートアップに対し、資金や人材、ノウハウ等何らかの連携、協業、サポート等を行う企業、団体等

[ヒアリング先 想定数]

20 社、団体程度

※横浜市からヒアリング先の指定があった場合には、当該企業、団体等の数も含む

(2) 海外スタートアップからの実証実験等の企画の公募、選考

- ・海外のスタートアップから、横浜市が設定する GX、モビリティ等の分野のイノベーションに資するテーマについて、実証実験等に関する企画の公募（公募にあたっての周知を含む）を行い、横浜市と協議のうえ、下記 6 (4) で伴走支援を行う企業の選定を行う。
- ・選定にあたっては、上記 6 (1) のヒアリング先をはじめとした国内協力企業等のニーズ等をふまえること。
また、テーマとの合致性・革新性・実現性・成長や実現にかかる期間・支援意義・国内協力企業等との親和性・地域にもたらす効果・法令順守等の視点は、選定の際の視点に含めること。
- ・実施にあたり、許認可や倫理審査等の手続きが必要であると想定される企画については、選定段階で、弁護士や弁理士等の専門家の意見を聴き、法令順守に留意すること。
- ・GX やモビリティ等の分野の海外スタートアップからの企画の公募（公募にあたっての周知を含む）にあたり受託者が活用できる自社のネットワークや手法など、効果的な周知、募集方法を提案すること。
- ・下記 7 の「本業務において求める支援成果」を達成するための選定方法、想定選定数について、提案すること。

※選定対象となる海外スタートアップや実証実験の想定は、次のとおりとする。

[選定対象となる海外スタートアップ(想定)]

以下の全ての要件を満たす海外スタートアップ

- ・将来的に横浜市に拠点を設置する意向がある。
- ・応募企画が、横浜市内で実施または横浜に事業拠点を持つ国内協力企業等と実施する企画である。
- ・法人設立後概ね 15 年以内または、支援対象となる事業を開始して概ね 15 年以内である。

[選定対象となる実証実験の種類 (想定)]

- ・ 試作品等の開発、改良
- ・ 概念実証 (PoC)、価値実証 (PoV)
- ・ 社会実装に向けたフィールドでの実証、トライアル導入、テストマーケティングの実施
- ・ 日本での市場展開に向けた国内企業等とのビジネス上の連携・協業

(3) 国内スタートアップ向け実証実験等助成金に関する横浜市の公募・選考等業務サポート

国内スタートアップを対象に横浜市が実証実験等の実施経費の助成を行う令和6年度「技術系スタートアップ実証実験等助成金(※)」(以下、「実証実験等助成金」という。)について、横浜市が行う公募及び選考を支援すること。

(※)「実証実験等助成金」の概要については、別添資料を参照すること。

①横浜市の公募業務のサポート

- ・ 重点分野であるGX・モビリティを中心に、革新的な技術やアイデアを有する技術系分野のスタートアップを対象に実証実験等助成金申請募集の情報を周知すること。特に、市外スタートアップ対しても、横浜への誘致促進を意識して周知すること。
- ・ 周知にあたり、受託者が活用できる自社のネットワーク(スタートアップの件数、技術分野がわかるように記載)や情報発信媒体、市外スタートアップの横浜への誘致促進につなげる手法について提案すること。
- ・ 周知したスタートアップの中から、実証実験等助成金を効果的に活用できる見込みがあるスタートアップを発掘し、申請への誘引を行うこととし、発掘と誘引の具体的な手法を提案すること。

②横浜市の選考業務のサポート

- ・ 横浜市が実証実験等助成金の交付対象者を決定する際に、専門的な知見をもとに助言するなど、選考を支援することとし、活用可能な専門的な知見を有する人材の例や支援の手法を提案すること。
- ・ 選考は、書類選考及び面談の2段階選考とし、公募は2期に分けて実施する。

[想定選考件数]

第1期公募：申請件数20件の場合、書類選考20件、面談10件

第2期公募：申請件数30件の場合、書類選考30件、面談15件

(4) 実証実験等の伴走支援

① 6(2)で選定した海外スタートアップ(以下、「支援海外スタートアップ」という。)に対し、実証実験等を実施する際の伴走支援として、下記(ア)～(キ)を行うこと。

(ア) 実証実験等実施計画書の作成支援

- ・ 支援海外スタートアップに実証実験等の事業計画書(実証実験等の事業内容、KPI・KGI、支援ネットワークの活用方法、事業費(費目ごとの内訳含む)、効果検証項目等)を作成させることとし、事業計画書の様式について提案すること。

- ・作成にあたり、実証実験等が支援海外スタートアップのビジネスモデル全体をとらえたうえで、そのビジネスモデルの伸張（社会実装の加速化、実証実験等実施後の市場展開、実証実験結果を活用した資金調達による企業としての成長など）につながるような助言を行うこととし、どのような観点で実証実験等の計画を評価し、助言していくのか具体的な手法を提案すること。
- ・許認可や倫理審査等の手続きが必要な場合には、実証実験等の開始前に手続きを完了できるかどうかを確認したうえで、実証実験等の事業計画書にも必要な手続きやスケジュールを記載すること。
- ・有識者や専門家への相談が必要な場合は、受託者のネットワークを活用し、相談先を支援海外スタートアップに紹介することとし、紹介できる有識者や専門家について提案すること。

(イ) 定期的なメンタリング

- ・定期的に、支援海外スタートアップに対して、実証実験等の進捗状況の確認及び助言等のメンタリングを行い、実証実験等を事業計画書上の期限までに完了できるように支援することとし、メンタリングの手法（メンターとして配置する人材、メンタリングの頻度、メンタリングの内容など）について提案すること。
- ・メンタリングの方法は、支援海外スタートアップと調整し、実際に対面して対話するほかに、オンライン面談など効率的な方法をとることを可とする。ただし、実証実験等の実施期間全体を通じて、1度も支援海外スタートアップと対話せず、電子メールでのやりとりだけで済ませることは原則として認められない。
- ・支援海外スタートアップの状況に応じて、本事業以外の横浜市が実施するスタートアップ支援事業等（YOXO BOX等のプログラムなど）の活用についても勧奨すること。

(ロ) 安全管理の助言・指導

- ・実証実験等の施行にあたり、諸事故や第三者への損害が生じないように、支援海外スタートアップが安全管理の対応を行うよう支援することとし、安全管理のため必要な対応として想定する内容を提案すること。
- ・諸事故や第三者への損害が生じた場合に備えて、支援海外スタートアップが予め損害賠償保険に加入するなど必要な措置を講じておくよう助言・指導すること。

(ハ) 実証実験等の実施支援

- ・6(4)①(ア)の実施計画書に沿って、実施内容に応じて、以下に掲げる内容などの支援を行うこととする。提案にあたっては、支援の手法（支援者として配置する人材含む）について、実証実験等の事例を挙げて記載すること。
 - 連携・協業先・トライアル導入先、試作品等の開発の支援先などの提案及び、支援海外スタートアップの意向をふまえたマッチング
 - 実証実験等の実証フィールドの調整、関係機関との調整、諸手続のサポート
 - 実証実験等を円滑に進めるための情報提供、助言、ネットワーキング等

○その他、支援海外スタートアップが実証実験等を進める上で生じた課題に対する対応

- ・実証実験等の実施場所は、原則として横浜市内とすること。
- ・横浜市内での実証フィールドの調整、市内企業等とのマッチングなど、横浜市内のリソースを活用する場合は、横浜市内においてスタートアップ支援者ネットワークを有する団体等と連携して対応すること。
- ・実証フィールドや連携・協業先の調整にあたり、横浜市関連団体を通じた調整を行う場合は、委託者に事前に協議すること。必要に応じて、委託者が団体への依頼等の対応を行う。
- ・実証フィールドや連携先として、横浜市庁内の部署を希望する場合は、希望する部署を委託者に事前に協議すること。協議をうけて、委託者が調整した部署に対して、受託者が詳細の調整を行うこと。
- ・横浜への拠点設置に関する、支援海外スタートアップからの相談に対応すること。

(イ) 効果検証の支援

- ・6(4)①(ア)で作成した実証実験等の事業計画書で設定した検証項目に沿って、支援海外スタートアップが効果検証を行うことを支援することとし、効果検証の支援方法について提案すること。
- ・投資家や事業パートナーへの説明等に活用できるよう、客観的かつ公正な効果検証となるよう支援すること。

(ロ) 実施報告書の作成支援

- ・実証実験等終了後、支援海外スタートアップごとの、実施内容、効果検証及び検証結果等に関する実施報告書を作成すること。
- ・実証実験等の内容から効果検証結果、実証実験等の結果が支援海外スタートアップのビジネスモデルの伸張にどのような効果があったかなどを記載すること。

(ハ) 海外スタートアップ特有の課題への対応

- ・上記6(4)①(ア)～(ロ)の実施にあたり、英語をはじめとした多言語での対応や、日本と海外との業界構造、商習慣、法規制等の違いなど、日本で事業展開を目指す海外スタートアップ特有の課題に配慮したサポートを行うこととし、海外スタートアップ向けに特に配慮が必要と想定される課題及び当該課題をケアするための具体的な支援内容を提案すること。

② 6(3)の「実証実験等助成金」について交付決定した国内スタートアップ（以下、「支援国内スタートアップ」という。）に対し、実証実験等を実施する際の伴走支援として、下記(イ)～(ロ)を行うこと。

(イ) 実証実験等実施計画書の作成支援

- ・支援国内スタートアップに実証実験等の事業計画書（実証実験等の事業内容、KPI・KGI、支援ネットワークの活用方法、事業費（費目ごとの内訳含む）、効果検証項目等）を作成させることとし、事業計画書の様式について提案すること。

- ・実証実験等助成金申請時に提出した実証実験の計画書（実証実験等助成金要綱上の様式は、委託者が作成し、本業務の委託契約締結後に受託者に提示する）をもとに、支援国内スタートアップに事業計画書を作成させること。
- ・作成にあたり、実証実験等が支援国内スタートアップのビジネスモデル全体をとらえたうえで、そのビジネスモデルの伸張（社会実装の加速化、実証実験等実施後の市場展開、実証実験結果を活用した資金調達による企業としての成長など）につながるような助言を行うこととし、どのような観点で実証実験等の計画を評価し、助言していくのか具体的な手法を提案すること。
- ・支援国内スタートアップのビジネスモデルの伸張の観点から、実証実験等の事業計画書の内容を、実証実験等助成金申請時から変更をする場合には、変更点について横浜市と事前に協議すること。
- ・許認可や倫理審査等の手続きが必要な場合には、実証実験等の開始前に手続きを完了できるかどうかを確認したうえで、実証実験等の事業計画書にも必要な手続きやスケジュールを記載すること。
- ・有識者や専門家への相談が必要な場合は、受託者のネットワークを活用し、相談先を支援国内スタートアップに紹介することとし、紹介できる有識者や専門家について提案すること。

(イ) 定期的なメンタリング

- ・定期的に、支援国内スタートアップに対して、実証実験等の進捗状況の確認及び助言等のメンタリングを行い、実証実験等を事業計画書上の期限までに完了できるように支援することとし、メンタリングの手法（メンターとして配置する人材、メンタリングの頻度、メンタリングの内容など）について提案すること。
- ・メンタリングの方法は、支援国内スタートアップと調整し、実際に対面して対話するほかに、オンライン面談など効率的な方法をとることを可とする。ただし、実証実験等の実施期間全体を通じて、1度も支援国内スタートアップと対話せず、電子メールなどでのやりとりだけで済ませることは原則として認められない。
- ・支援国内スタートアップの状況に応じて、本事業以外の横浜市が実施するスタートアップ支援事業等（YOXO BOX 等のプログラムなど）の活用についても勧奨すること。

(ロ) 安全管理の助言・指導

- ・実証実験等の施行にあたり、諸事故や第三者への損害が生じないように、支援国内スタートアップが安全管理のため必要な対応を行うよう支援することとし、安全管理のため必要な対応として想定する内容を提案すること。
- ・諸事故や第三者への損害が生じた場合に備えて、支援国内スタートアップが予め損害賠償保険に加入するなど必要な措置を講じておくよう助言・指導すること。

(エ) 実証実験等の実施支援

- ・6 (4)①(ア)の実施計画書に沿って、実施内容に応じて、以下に掲げる内容などの支援を行うこ

とする。提案にあたっては、支援の手法（支援者として配置する人材含む）について、実証実験等の事例を挙げて記載すること。

○連携・協業先・トライアル導入先、試作品等の開発の支援先などの提案及び、支援国内スタートアップの意向をふまえたマッチング

○実証実験等の実証フィールドの調整、関係機関との調整、諸手続のサポート

○実証実験等を円滑に進めるための情報提供、助言、ネットワーキング等

○その他、支援国内スタートアップが実証実験等を進める上で生じた課題に対する対応

- ・実証実験等の実施場所は、原則として横浜市内とすること。
- ・横浜市内での実証フィールドの調整、市内企業等とのマッチングなど、横浜市内のリソースを活用する場合は、横浜市内においてスタートアップ支援者ネットワークを有する団体等と連携して対応すること。
- ・実証フィールドや連携・協業先の調整にあたり、横浜市関連団体を通じた調整を行う場合は、委託者に事前に協議すること。必要に応じて、委託者が団体への依頼等の対応を行う。
- ・実証フィールドや連携先として、横浜市市内の部署を希望する場合は、希望する部署を委託者に事前に協議すること。協議をうけて、委託者が調整した部署に対して、受託者が詳細の調整を行うこと。
- ・市外の支援国内スタートアップに対しては横浜への拠点設置に関する、支援国内スタートアップからの相談に対応すること。

(イ) 効果検証の支援

- ・6(4)②(ア)で作成した実証実験等の事業計画書で設定した検証項目に沿って、支援国内スタートアップが効果検証を行うことを支援することとし、効果検証の支援方法について提案すること。
- ・投資家や事業パートナーへの説明等に活用できるよう、客観的かつ公正な効果検証となるよう支援すること。

(ロ) 実施報告書の作成支援

- ・実証実験等終了後、支援国内スタートアップに、実施内容、効果検証及び検証結果等に関する実施報告書を作成させること。
- ・実証実験等助成金要綱に定める様式に作成させることとし、様式は契約締結後に委託者から提示する。
- ・実証実験等の内容から効果検証結果、実証実験等の結果が支援国内スタートアップのビジネスモデルの伸張にどのような効果があったかなどを記載すること。

(5) 事業の広報・発信

上記事業の効果的な実施及び、支援海外スタートアップ・支援国内スタートアップ各々の事業成果を幅広く共有するため、国内外に向けた広報・発信、実施成果発表会の開催等を行うこととし、国内外のスタートアップやその支援者に対して本事業の効果を訴求できるような広報・発信の

具体的な手法を提案すること。

※事業成果の共有については、新たな国内外のスタートアップの呼び込みやスタートアップの連携・協業先の発掘につなげることも意識して実施すること。

(6) 事業に関する提言

事業実施期間中及び事業実施後の振り返りにおいて、事業効果を高めるためのアイデアや手法等の提案を随時行うこと。

(7) 問合せ先の設置

本事業の実施期間中、本事業に関する問い合わせや、伴走支援を行うスタートアップや国内協力企業等の関係者等からの問合せに対応するための窓口を設置すること。

(8) その他、横浜市施策との連携

全ての業務を実施するにあたり、内容等について本市関係職員と十分に協議すること。特に次の本市事業等と十分に連携すること。

① 令和6年度中に横浜市が設置予定の「技術系スタートアップ成長支援拠点」との連携

「技術系スタートアップ成長支援拠点」を含む、横浜市経済局の令和6年度事業については、下記ページに掲載の「令和6年度経済局予算概要」を参照。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/keizai/yosan/r6yosangaiyou.html>

② 横浜市のスタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」との連携

③ 公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）との連携

④ その他、横浜市経済局関連事業等との連携

(9) 成果物

① 提出物

・内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊

・外部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊

※外部公表用はウェブサイト等で公表を行うための報告書。

企業情報や実証実験等の事業内容等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。

・内部報告用報告書冊子及び外部公表用報告書冊子の電子データ

（USBメモリ等に記録したもの） 1式

・その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

② 記載事項

・報告書には、委託者と協議のうえ、事業実績のほか事業の効果及び分析等をまとめること。

・報告書の作成にあたっては、支援海外・国内スタートアップ、実証実験等への協力者（実証フィールドの提供者、連携・協業先など）等に対し、アンケートやヒアリング等を行い、本事業の効果が測定できるよう調査するものとする。

③ その他

- ・①、②のほか、委託者が必要と認める場合には、業務の状況報告等の求めに応じること。

7 本業務において求める支援成果

6 (4)で伴走支援を行うスタートアップの実証実験等について、国内の連携・協業先とのマッチングや実証フィールドの調整のもと、実証実験等の企画が実行され、効果検証まで終えていること

- ・支援海外スタートアップ：2社以上
- ・支援国内スタートアップ：13社程度（想定）

8 条件、その他の仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限3,400万円（税込）として作成すること。

ただし、本事業は、横浜市の令和6年度一般会計予算が横浜市の会において議決されることを停止条件とする。

(2) その他の仕様

① 守秘義務及び個人情報の保護等

(ア) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。

(イ) 受託者は、本事業実施にあたり、支援海外・国内スタートアップをはじめとする関係者から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。また、受託者は、支援海外・国内スタートアップが、実証実験等の実施にあたり、連携・協業先などの協力者から秘密保持契約等を求められた場合に対応できるよう支援すること。

(ウ) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。

- ・横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
- ・委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。

(エ) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。

(オ) 受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

② 知的財産権の取扱い等

(ア) 本事業の成果物、本事業によって得られた情報や作成物（本事業の実施に伴いウェブサイトやSNSに掲載したコンテンツ含む）に係る知的財産権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む。）は横浜市及び受託者の両者に帰属するものとし、受託者は委託者に対して著作権者人格権を行使しないこととする。

(イ) 著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び受託者に対して著作権者人格権が行使されないように措置すること。

(ウ) 本事業において、支援を行うスタートアップが実証実験等に用いた技術やアイデア、試作品等の開発、実証実験等の実施及び効果検証によって得られた製作物、技術的なデータなどに発生する知的財産権等の権利は、本事業終了後においても、支援を行うスタートアップが事業化や成長発展していくために行使できるよう、受託者とスタートアップとの間で、知的財産権等の権利の帰属を整理し、書面を取り交わしておくこと。

(エ) 受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

③ 実施体制

(ア) 受託者は、契約締結後 15 日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

(イ) 実施にあたっては、実証実験等に係る調整業務の実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

④ 定例ミーティングについて

(ア) 履行期間中、横浜市と受託者の定例ミーティングを月 1 回程度開催することとし、受託者は委託者と調整のうえ、議題の整理、日程調整、会場確保（オンライン含む）、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行うこと。

(イ) 議題に応じて、支援を行うスタートアップや国内の連携・協業先等の参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。

(ウ) 定例ミーティングの際に、受託者は、業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等を A 4 版 1～2 枚程度で作成）を委託者へ提出すること。

(エ) 定例ミーティングのほかに、本事業の進行に関して、受託者と委託者でミーティングが必要な場合は、随時開催する。

⑤ 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

⑥ その他留意事項等

(ア) 当該業務は、横浜市契約規則、「技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。

(イ) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない。

(ウ) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。

(エ) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。

(オ) 当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、委託者と協議して定めること。

(カ) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。

- (キ) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。
- (ク) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

9 委託料の支払い

委託料は、受託者が成果物及び委託完了届出書を委託者へ提出後、委託者が検査確認した後支払うものとする。

10 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

本資料の内容は、「技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託」の公募型プロポーザル参加者募集のために令和6年2月6日時点の情報として作成したもので、今後内容は変更する場合があります。

令和6年度横浜市技術系スタートアップ等実証実験等助成金の概要について

1 目的

GX やモビリティ等の技術系分野において、スタートアップの製品・サービスの事業化を後押しするため、横浜市内をフィールドとして実施する実証実験等に必要な経費を助成します。

2 申請対象者

・技術系分野の製品やサービスの事業化に向けた実証実験等（実証実験の前提となる調査・開発等を含む。）を横浜市内等で実施することを希望するスタートアップ（※）

（※）本助成金において対象とするスタートアップとは、

- ・「イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す企業」かつ、法人設立後概ね15年以内の企業とする
- ・本社所在地が市外のスタートアップの場合は、令和8年3月31日までに横浜市内に事業拠点を設置することを要件とする

3 「技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託」との関係

- ・本助成金の募集・選考時における業務説明資料6(3)『公募・選考等業務サポート』
- ・本助成金の交付決定を受けたスタートアップに対する業務説明資料6(4)『伴走支援業務』を行っていただきます。

4 概要

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 助成率 | 実証実験等にかかる経費の2/3以内（①、②共通） | |
| 対象分野 | ・IT技術の発展形としてのAI、ロボティクス、電子機器、半導体、量子 ・ライフサイエンス技術を活かしたバイオテクノロジー、医療機器 ・その他、新素材・エネルギー、環境、航空宇宙など新技術や科学的知見が実装可能な分野 | |
| 重点分野 | 「GREEN×EXPO2027」に向けてグローバルな活躍が期待される「GX」・「モビリティ」 | |
| 上限額 | ①500万円 | ②100万円 |
| 対象事業 | 上記の対象分野で、新たな製品・サービス等の事業化・社会実装に向けた実証実験等 加えて、ア及びイの両要件に該当するもの ア)社会に大きなインパクトを与えるような革新性の高い技術やアイデアを用いること イ)海外展開を視野にスケールアップを目指すビジネスモデルの製品・サービスであること | 上記の対象分野で、新たな製品・サービス等の事業化・社会実装に向けた実証実験等 |
| 交付件数 (想定) | 6件程度 | 7件程度 |
| 令和6年度 スケジュール (想定) | 募集期間：5月上旬～6月中旬 選考・交付決定：6月中旬～7月下旬 実証実験等実施・伴走支援期間： 8月～2月末 | 募集期間：8月上旬～9月中旬 選考・交付決定：9月中旬～10月下旬 実証実験等実施・伴走支援期間： 11月～2月末 |

※交付決定は横浜市が行います。